

## 連帯債務 宅建 H29-08-2 <<#986>>

【問】 正誤をつけよ。

A、B、Cの3人がDに対して900万円の連帯債務を負っている。Aが、Dに対する債務と、Dに対して有する200万円の債権を対当額で相殺する旨の意思表示をDにした場合、B及びCのDに対する連帯債務も200万円が消滅する。

【答え】 正しい

《ポイント》 連帯債務者の一人による相殺

連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、**全ての連帯債務者の利益のために消滅**する。

⇒ 弁済(履行)、更改、相殺、混同の4つは、絶対的効力事由(絶対効)

**【渋谷会】おすすめ講座**

**令和6年版『宅建これだけで合格セット』**

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>